

令和8年度 下单請-2

農集排越河地区M5マンホールポンプ更新工事

特 記 仕 様 書

白 石 市

目 次

第1編 総 則

第1章 一般事項	1
第2章 機械工事一般仕様	2

第2編 特記事項

第1章 マンホールポンプ設備	
第1節 概 要	2
第2節 撤去機器	3
第3節 設備機器	3
第4節 工事範囲	3
第5節 機器仕様	3

第1編 総 則

第1章 一般事項

1. 概 要

本特記仕様書は、「農集排越河地区M5マンホールポンプ更新工事」に適用するものである。

2. 準拠基準

本工事にて準拠すべき規格並びに基準は特に記載しない事項については現行の下記によること。

- 1) J I S（日本産業規格）
- 2) J E C（電気規格調査会標準規格）
- 3) J E M（日本電機工業会標準規格）
- 4) J C S（電線技術委員会標準規格）
- 5) 電気設備技術基準（経済産業省令）及びその関連規定
- 6) J E A C内線規程（日本電気技術規格委員会規格）
- 7) 公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 8) 公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

3. 設計図面

本設備の施工に当たり本市が提出する設計図面は設備の基本を示すものであり、原則として承認図により行う。

4. 施工規則及び契約条件

請負者は、本市工事関係規則、契約関係条例及びその他本市が定める諸規定に準拠して施工するほか、電気設備に関する技術基準及びその関連規定に従い施工すること。

5. 製作の着手

請負者は、契約後速やかに本特記仕様書及び添付図面に基づき、工程表並びに承認図を作成し、本市の承認を得ること。また、本設備の機器が製作者固有の設計による製品で本特記仕様書及び添付図と異なるときは、事前に理由を申し出て本市の承認を得なければならない。

6. 官公庁等への手続

本工事で監督官庁その他への手続を必要とするものは、請負者がこれに要する申請書、届出書等を作成し、手続の一切を代行するものとする。

尚、これに要する費用は全て請負者の負担とする。

7. 施 工

本特記仕様書及び添付図に明記していない事項についても、本設備の目的及び工事施工上必然的なものは、本市の指示に従い請負者の負担で整備又は施工しなければならない。

8. 現場代理人

請負者は、現場代理人及び工事現場における工事施工上の主任技術者を定め、書面にて本市の承認を得なければならない。

尚、現場代理人と主任技術者とは兼任することができるものとする。

9. 検 査

本工事施工に当たっては、本市監督員と打合わせのうえ下記検査を行う。

1) 製品検査

この工事に使用する機器材料のうち特に指示するものは、製作工場等において本市監督員立会のうえ、検査及び試験を行いその試験成績表を提出する。

2) 中間検査

工事が予め監督員の指定した工程に達したときに検査を受け合格承認を得た後、次の工程に移る。

3) 官公庁及び電力会社の検査

官公庁及び電力会社の検査を受ける必要のあるものについては、請負人が全て事務を代行すること。

4) 材料検査

この工事に使用する機器材料は全て現場搬入の都度、監督員の検査を受けこれに合格したものを使用する。

5) 竣工検査

工事終了に際しては、竣工期日前に監督員立会のうえ各設備の機能その他の試験を行う。検査員が必要と認めた場合は、再試験を行うことがある。

6) 検査費用

検査に要する費用は全て請負人の負担とする。

但し、監督員の派遣費は当市が負担する。

10. 保証期間

本設備の保証期間は、完成検査に合格したうえで受渡し完了後1ヶ年とする。万一保証期間中に請負者の責任に帰すべき原因による事故が発生した場合には、請負者は無償にて直ちに本市の指示する期間内に改造、補修または新品と交換しなければならない。

第2章 機械工事一般仕様

1. 据付工事

1) 一般事項

- (1) 各機器の搬入据付は機器が堅固に架設され、ポンプの機能を満たすよう所定の位置に据付けを行うこと。
- (2) 使用する材料は全て優良品を使用し、使用前に監督員の検査を受けるものとする。
- (3) 据付等の作業を行う際は、マンホール内の有害ガスの計測を行い、マンホール内に作業員が立入る場合は必要な位置での有害ガスの検知を必ず行うなど安全面に十分な配慮を行い作業を行うこと。

第2編 特記事項

第1章 マンホールポンプ設備

第1節 概 要

本設備は、M5マンホールポンプ更新に伴い、関連機器の更新を行うものである。

第2節 撤去機器

1. M5マンホールポンプ（1号・2号） 2台

第3節 設備機器

1. M5マンホールポンプ（1号・2号） 2台

第4節 工事範囲

1. 第2節記載の機器（制御盤接続ケーブル含む）の撤去
（撤去機材は産業廃棄物として適正に処分すること）
2. 第3節記載の機器（制御電源ケーブル含む）の製作及び据付
3. その他必要な工事

第5節 機器仕様

1. 1号・2号マンホールポンプ（汚水）

数 量	2台（ケーブルL=20m（標準））
口 径	80mm
要 項	0.941m ³ /min
全 揚 程	19.6m
電 動 機	7.5kW×200V 直入れ始動
主要材質	ケーシング FC200 羽根車 SCS14 主軸 SUS420J2
付 属 品	浮上防止用オモリ ベルマウス ストレート形状 SUS304 銘板仕様点刻印 吊り上げ用チェーン 6m SUS304 スライディングガイドほか入替部品

実 施

参 考 明 細 書

作成日 令和 年 月 日

令和 8 年度								
実 施 設 計 書								
白石市上下水道事業所								
決 裁	市 長	所 長	次 長 (総括担当)	次 長 (技術担当)	係 長	係	設計者	
工 事 名	令和8年度 下单請-2 農集排越河地区M5マンホールポンプ更新工事							
工 事 場 所	白石市越河五賀字馬場前 地内							
概 要	工 種 ・ 規 格				数 量			
	マンホールポンプ更新工 汚水ポンプ(単独交互運転) φ80mm 0.941m ³ /min×19.6m 7.5kw×200V				N=2台			
工 事 期 間	自 令和 8年 月 日 至 令和 9年 2月10日							

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
越河M5マンホールポンプ更新工事	1	式				
機器費	1	式				
直接工事費	1	式				
間接工事費	1	式				
据付工事原価						
設計技術費	1	式				
工事原価						
一般管理費	1	式				
工事費計						
消費税等相当額	1	式				
合計						

令和8年度 下单請-2 農集排越河地区M5マンホールポンプ更新工事

【 第 1 号 明細書 】

機器費

1 式 当り

[illegible]

令和8年度 下单請-2 農集排越河地区M5マンホールポンプ更新工事

【 第 2 号 明細書 】 直接工事費							1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要	
輸送費	1	式					
労務費	1	式			単 1 号		
直接経費	1	式			単 2 号		
仮設費	1	式					
計							

令和8年度 下单請-2 農集排越河地区M5マンホールポンプ更新工事

【 第 3 号 明細書 】							1 式 当 り
間接工事費							
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要	
共通仮設費 産廃処分・運搬費含む	1	式					
現場管理費	1	式					
据付間接費	1	式					
計							

令和8年度 下单請-2 農集排越河地区M5マンホールポンプ更新工事

【 第 4 号 明細書 】

設計技術費

1 式 当り

[illegible]

[illegible]

令和8年度 下单請-2 農集排越河地区M5マンホールポンプ更新工事

【 第 1 号 単価表 】							1 式 当 り
労務費							
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要	
設備機械工		人					
電工		人					
普通作業員		人					
機械設備据付工		人					
交通誘導警備員B		人					
計							
単位当たり							

令和8年度 下单請-2 農集排越河地区M5マンホールポンプ更新工事

【 第 2 号 単価表 】

直接經費

1 式 当り

[illegible]

位置図

M5マンホール 7 場



